

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

令和 7 年度 省エネ等伴走支援事業 実施要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領（以下、「本要領」という）は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という）が行う省エネ等伴走支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 2 項に規定する中小企業者等その他法人格を有する民間事業者のうち、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 発行済株式の総数または出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している事業者

イ 発行済株式の総数または出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している事業者

ウ 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている事業者

(2) 大企業

中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者以外の企業であって、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成 7 年法律第 47 号）に規定する指定支援機関と基本約定書を締結したもの

ウ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合

(3) プラザ登録専門家

プラザの省エネ診断専門家派遣事業において登録されている専門家（以下、「専門家」という）をいう。

(4) 省エネお助け隊

当該年度において経済産業省が実施する地域エネルギー利用最適化取組支援事業で「省エネお助け隊」に採択され、かつ県内を活動地域とする団体（以下、「団体」という）をいう。

(事業の目的)

第 3 条 この事業は、CO₂ ネットゼロ社会づくりに向けた計画的な節電、省エネ行動、再生可能エネルギーの導入を行う中小企業者等に対して、プラザ職員ならびに専門家、または団体を派遣し、適切な支援を行うことにより問題の解決を図り、もって経営の向上を図る中小企業者等の順調な発展・成長を促進することを目的とする。

(事業内容)

第4条 プラザは事業者に対して、省エネ診断にて受けた提案項目などに対して支援を行うこととする。

2 前項の省エネ診断とは、次の(1)から(4)のいずれかを指すこととする。

- (1) プラザが行う省エネ・再エネ等推進加速化事業のうち省エネ診断支援専門家派遣事業にて実施した省エネ診断
- (2) 経済産業省が実施する省エネ診断
- (3) 団体が行った省エネ診断
- (4) その他プラザが認める省エネ診断

(対象事業者)

第5条 プラザは、省エネ取組支援を希望する中小企業者等を募集し、次の(1)、(2)の全てに合致したものを対象事業者として認めることとする。

- (1) CO₂ネットゼロのための取組等を行い、経営の向上を目指す意欲のある中小企業者等であること。
- (2) プラザ職員、専門家または団体との連携により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

(省エネ取組支援の申込等)

第6条 前条の対象事業者該当し、プラザ職員の実施する省エネ取組支援を希望または自主的に取り組もうとする中小企業者等は、令和7年12月12日までにプラザに様式第11「省エネ取組提案承諾書(兼申込書)」及び別途提出が必要な資料を提出するものとする。

2 前条の対象事業者該当し、専門家または団体の実施する省エネ取組支援を希望する中小企業者等は、令和7年12月12日までにプラザに様式第1「省エネ取組支援申込書」、様式第2「省エネ取組支援にかかる同意書」、及び別途提出が必要な資料を提出するものとする。

(プラザ職員または専門家の派遣、及び団体の紹介)

第7条 プラザは申請者に対して、申請内容に応じてプラザ職員若しくは専門家の派遣、または団体の紹介を行うこととする。

- 2 プラザは前項により、プラザ職員の派遣を行う場合は、提出日から3か月を期限として支援を実施するものとする。
- 3 プラザは本条第1項により、専門家の派遣を行う場合は、対象企業と専門家派遣の実施方法について様式第3「省エネ取組支援・専門家派遣の実施について」を申請者宛に、様式第4「省エネ取組支援・専門家派遣における専門家の委嘱について」を専門家宛にそれぞれ通知するものとする。
- 4 プラザは本条第1項により団体を紹介する場合は、申請者に対して様式5「省エネ取組支援・支援機関の紹介について」を送付し、あわせて団体あてに所定の方法により通知するものとする。

(省エネ取組支援の支援内容について)

第8条 省エネ取組支援の支援内容として、以下を行うこととする。

- 1 プラザ職員、専門家、及び団体は省エネ取組支援を希望する申請者に対して、申請者の希望する

次の（１）から（３）に関する支援を行うこととする。

- （１）実施計画書作成の支援
 - （２）省エネ診断報告書に挙げられた運用改善に関する提案のうち、プラザが支援を必要と認める取組に対する支援、及び指導
 - （３）その他プラザが必要と認める支援
- ２ 専門家は、前項による支援を行う度に、プラザに対し様式第６「省エネ取組支援従事報告書（専門家用）」を実施日から１０日以内に提出することとする。
- ３ プラザは、前項により実施される業務内容において、適宜立ち会いおよび対象企業へのヒアリングを行うことができる。

（省エネ取組支援の実績報告）

第９条 申請者がプラザ職員から省エネ取組支援を受けた場合、申請者はプラザに対して支援が完了してから３０日以内、または令和８年１月３１日のいずれか早い日までに、様式第７「省エネ取組支援報告書（申請者用）」を提出するものとする。

- ２ 申請者が専門家から省エネ取組支援を受けた場合、申請者はプラザに対して支援が完了してから３０日以内、または令和８年１月３１日のいずれか早い日までに、様式第７「省エネ取組支援報告書（申請者用）」を提出するものとする。

- ３ 専門家が申請者に対して省エネ取組支援を行った場合、専門家はプラザに対して支援が完了してから３０日以内、または令和８年１月３１日のいずれか早い日までに、次の（１）、（２）を提出するものとする。

（１）様式第８「省エネ取組支援業務報告書（専門家用）」

（２）様式第９「省エネ取組支援謝金請求書」

- ４ 申請者が団体から省エネ取組支援を受けた場合、申請者はプラザに対して支援が完了してから３０日以内、または令和８年１月３１日のいずれか早い日までに、次の（１）から（５）を提出するものとする。

（１）様式第７「省エネ取組支援報告書（申請者用）」

（２）省エネ取組支援にて行った支援内容をまとめた報告書（団体から受領したもの）

（３）様式第１０「省エネ取組支援助成金交付請求書」

（４）団体から支援を受けた内容に対する請求書

（５）（４）の請求に対する領収書等

（専門家謝金）

第１０条 プラザは専門家謝金として、省エネ取組支援の打ち合わせ等（計画書作成、完了報告会）に対して１８，０００円に加え、支援項目１つに対して３６，０００円（最大で３項目）を併せたものを上限とし、支援実施時間と９，０００円を乗じた金額（それぞれ旅費、消費税および地方消費税を含む）を支払うものとする。

- ２ プラザは、前項の謝金について、第９条１項及び２項の書類をそれぞれ受理した日から３０日以内に支払うものとする。

（助成金）

第 11 条 プラザは、申請者が団体から省エネ取組支援を受けた場合、費用うちの自己負担相当分を助成金として申請者に対して支払うものとする。

2 プラザは、前項の助成金について第 9 条 3 項の報告を受けた日から 30 日以内に申請者に対して支払うものとする。

3 プラザが第 9 条 3 項の実績報告にて不正があると判断した場合、本条第 1 項の助成金について支払いを取り消すこととする。

(成果の普及)

第 12 条 プラザは、本事業による支援を得て CO₂ ネットゼロ社会づくりの推進を図った事例のうち、支援の効果が確認できた案件について、支援を受けた者の了解を得て機関誌、ホームページ等を活用して中小企業者等に情報提供することにより、同様の課題を抱える中小企業者等の課題解決に資するものとする。

(補 則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項についてはプラザ理事長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の事業に適用する。